

入札内訳書の提出について

建設業法等の改正により、平成27年4月1日から、すべての公共工事について入札内訳書の提出が義務付けられました。これまでは入札書のみを提出していただいていたりましたが、4月1日からは、建設工事の入札に限り、入札書とともに入札内訳書の提出が必要となります。

【入札日までの流れ】

告示（一般競争入札）又は指名通知（指名競争入札）に入札時には入札内訳書の提出が必要である旨を明示



閲覧用設計図書最終ページに、内訳書の様式（項目入り・金額未記載）を添付



入札参加業者はその様式をコピーし、手書きで金額を記載するか、ホームページより様式のデータをダウンロードし、金額を入力の上印刷する。

※入札内訳書には、必ず会社名を記載し押印すること。（入札者が代理人の時は代理人の氏名・押印）



入札日当日、入札書と入札内訳書をホチキス止めし、一緒に入札箱へ投函（※割印は不要）

【入札が無効となるケース】

- ①入札内訳書の提出がないとき。
- ②入札内訳書に記名押印がないとき。
- ③工事名を確認できないとき。
- ④入札内訳書の合計金額（税抜）と入札書の金額（税抜）が一致していないとき。
- ⑤入札者（代理人）以外の者が入札内訳書を提出したとき。
- ⑥入札内訳書の記載金額を確認できないとき。
- ⑦閲覧用設計図書で明示した項目に関して、記載漏れ等の不備があるとき。

【その他】

- ・「値引き」やマイナス計上の項目を追加しないでください。（各項目で値引いた後の金額を記載してください。）
- ・入札内訳書の内容については、落札決定前に立会人が説明を求めることがあります。
- ・随意契約の工事については入札内訳書の提出は不要です。
- ・2回目以降の入札については、入札内訳書の提出は不要です。

ご不明な点は下記までお問い合わせください

総務部総務課契約管財係

☎54-2121 内線312

keiyaku@city.sunagawa.lg.jp